

# 学校総合保障制度のご案内2024

団体総合生活保険

**本制度は南山学園が正式に推薦する保障制度です!**

6つの補償で学校生活をしっかりサポート!

団体割引

**10%**  
適用



1

**個人賠償責任**

示談交渉サービス付き!

自転車条例  
にも対応

2

**弁護士費用等**

被害事故にも対応

3

**育英・学業費用**

扶養者に万一の事があった場合、育英費用+学資実費を補償!

4

**生徒本人のケガ**

通院1日目から補償

5

**救援者費用等**

3日以上生徒がケガで入院した場合、駆けつける交通費・宿泊費を補償!

6

**携行品**

生徒の携行品を補償! ノートパソコンもOK!

**申込締切日**

**2024年3月31日(日)**

※2024年4月1日以降にお振込みの方は  
振込日翌日からの補償開始となります。

学校法人南山学園

南山中学校 (男子部・女子部)  
聖霊中学校  
聖園女学院中学校

南山高等学校 (男子部・女子部)  
聖霊高等学校  
聖園女学院高等学校

# 南山学園の学校総合保障制度は、6つの補償で学校生活をしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

## 1. 学校生活に安心の補償

### 1 個人賠償責任保険金

自転車条例  
に対応

示談交渉サービス

例/ 自転車で走行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。(加害事故)

国内および国外で生徒本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)<sup>(※1)</sup>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

(※1)学校から貸与されたGIGAタブレットを含みます。携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。



### 2 弁護士費用等(人格権侵害等)保険金

例/ 歩行中、自転車でぶつけられケガをしたとき。(被害事故)

国内において、生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢<sup>(※1)</sup>・ストーカー行為・嫌がらせ<sup>(※2)</sup>等により精神的苦痛を被った場合<sup>(※3)</sup>に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

(※1)痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。(※2)職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

(※3)警察へ提出した被害等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。



### 3 育英・学業費用保険金

例/ 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内および国外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。(あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。) ●払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆育英費用保険金

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(A・Bタイプ)

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

◆進学費用保険金(A・Bタイプ)

お支払い対象期間中に進学する学校に納付する費用のうち学資費用以外の費用を支払対象期間を通じて、保険金額を限度として、負担した費用の実額をお支払いします。



### 4 生徒本人のケガ

例/ スキー中に木に衝突し、骨折したとき。

死亡・後遺障害保険金

国内および国外で生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

入院保険金・通院保険金・手術保険金

国内および国外で生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)で、入院、通院をされた場合に、入院・通院1日につき定額で保険金をお支払いします。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について入院180日、通院90日を限度とします。手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。

★「熱中症(日射または熱射による身体の障害)」や「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含まれます。



### 5 救援者費用等保険金

例/ 入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内および国外で生徒本人が保険期間中に住宅外において被ったケガで**継続して3日以上入院**したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、**交通費や宿泊料、捜索救助費用等**をお支払いします。



### 6 携行品(Aタイプ)

例/ 旅行中誤ってカメラを落として壊した。

国内および国外で、生徒が所有する、自宅外で携行している家財が**偶然な事故によって損害**を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡等は、補償の対象となります。

※デジタルカメラやノート型パソコン等の携帯式電子事務機器は補償の対象となります。



## メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付<sup>\*1</sup> 専用フリーダイヤル

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限りです。(親族:配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。)\*6親等以内の血族・3親等以内の姻族)



#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配<sup>\*2</sup>

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。  
※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

## 2. 補償内容(保険金額)と保険料

団体割引 10%が適用されています

職種級別A

補償の内容		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
その1	個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)	国内 無制限 国外 1億円 (記録情報限度額500万円)		国内 1億円 国外 1億円 (記録情報限度額500万円)	
その2	弁護士費用等	1事故につき300万円		1事故につき300万円	
その3	育英費用	一時金300万円		一時金100万円	
万の の 扶 養 者 の 補 償	学業費用(学資費用)	支払年度ごとに50万円		—	
	学業費用(進学費用)	50万円		—	
その4 生徒ご 本人の 補償	傷害 (*1)	死亡・後遺障害	300万円	250万円	200万円
		入院保険金日額(*2) (180日限度)	3,500円	3,000円	2,000円
		通院保険金日額 (90日限度)	2,000円	1,500円	1,000円
		手術保険金	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)		入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)
その5	救援者費用等	200万円		100万円	
その6	携行品 (免責金額(自己負担額):5,000円)	保険年度ごとに10万円	—	—	

ご加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
(卒業までの 一時払) 保険料	中学1年生 (保険期間6年間)	88,370円	73,490円	47,750円
	高校1年生 (保険期間3年間)	47,910円	39,630円	26,530円

\*1 上記保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。生徒(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」)のいずれかに従事される場合は、職種級別がBとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

\*2 手術保険金のお支払額は、入院中以外は入院保険金日額の5倍、入院中は10倍となります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

\*3 満期案内及び自動更新はされませんので、在学年数に合わせてご加入ください。

5月以降にご加入を希望される方は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。(上表の保険料は4月加入の場合であり、5月以降に加入される場合には保険料が異なります。)

## 3. 補償期間(保険期間) 在学期間年数に合わせてください 学業費用補償特約期間(A・Bタイプ)

保険期間	卒業予定年次に応じて	学業費用補償特約の終期
6年間	2024年4月1日(午前0時)より2030年4月1日(午後4時)まで6年間	2030年4月1日(午後4時)
3年間	2024年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで3年間	2027年4月1日(午後4時)

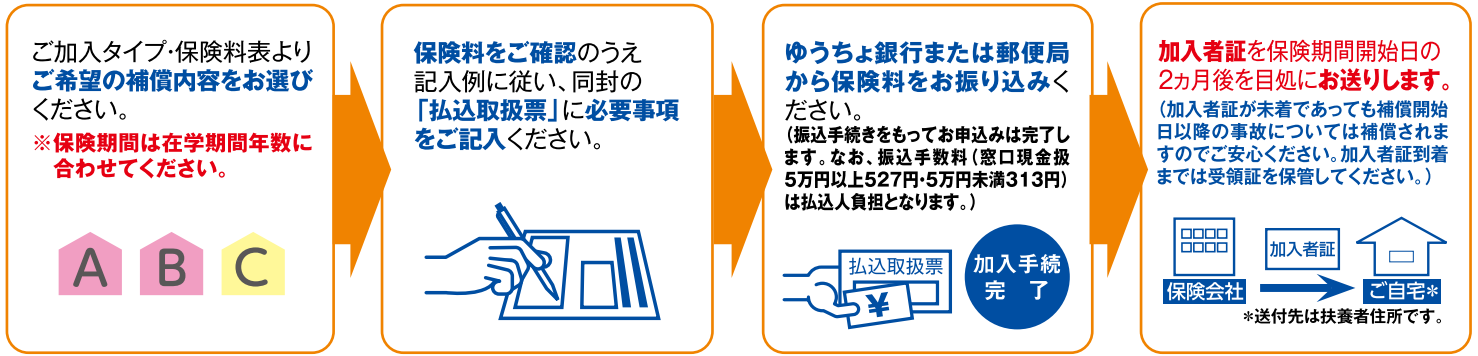
## 4. お申込み締切日

2024年3月31日(日)

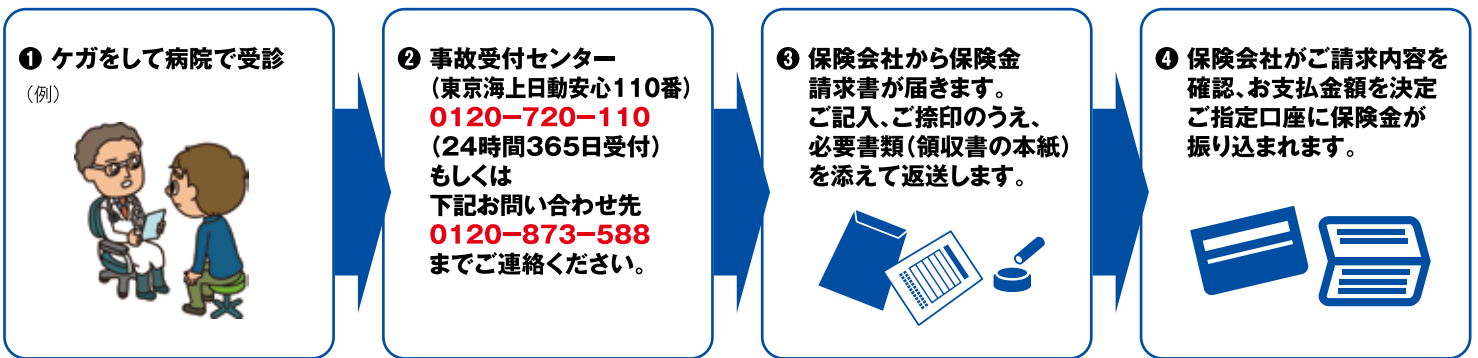
※2024年4月1日以降にお振込みの方は  
振込日翌日からの補償開始となります。



## ご加入方法 (入学から卒業まで1度のお手続きで補償されます)



## 保険金のご請求方法・流れ



このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接締結されたものとなります。

この学校総合保障制度は、学校法人南山学園を契約者とし、南山学園に在籍する生徒の皆様を被保険者(保険の対象となる方)とする「団体総合生活保険」の団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は原則として学校法人南山学園が有します。この保険にご加入できるのは学校法人南山学園の生徒に限ります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については学校法人南山学園にご確認ください。  
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) 幹事保険会社) 損害保険ジャパン(株)

### ご契約内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、同封の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

## お問い合わせ先 南山学園 学校総合保障制度相談デスク

☎ **0120-873-588** 受付(土日祝日をのぞく 9:00~17:00)

IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。

上記お問い合わせ受付時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合(日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合)は、事故受付センター(東京海上日動安心110番)(0120-720-110)へのご連絡をお願いします。  
※その他の事故に関するご連絡は上記受付時間内、お問い合わせ先までご連絡ください。

取扱幹事代理店 株式会社大岩保険事務所(幸田営業所)  
〒444-0116 愛知県額田郡幸田町声谷仲田8-1

共同取扱代理店 株式会社エヌイーエス  
〒466-0835 名古屋市昭和区南山町1番地

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 愛知公務金融部  
〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東海上日動ビル  
TEL 0120-188-000 FAX 050-3385-6614

◆**保険金のご請求**は、Web  
(QRコードまたはURL)をご利用ください。



[https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/nagare\\_shougai.html](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/nagare_shougai.html)